㈡　旅行業者等は、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と旅行業務に関し契約を締結したときは、旅行者に提供すべきサービスの内容等を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第一二条の五関係）

4　旅行サービス手配業

㈠　旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないこととした。（第二三条関係）

㈡　旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、一人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

㈢　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、国土交通省令で定める期間ごとに、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならないこととした。（第二八条第六項関係）

㈣　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、旅行者に提供すべきサービスの内容等を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第三〇条関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（法律第五一号）

（環境省）

1　責務の追加

動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養等及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めることとした。（第二条第三項関係）

2　定義の追加

この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいうこととした。（第四条第六項関係）

㈠　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

㈡　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

㈢　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

㈣　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

3　個体の捕獲等及び個体等の譲渡し等の禁止

㈠　販売又は頒布等をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等又は当該種の個体等の譲渡し等をする場合は、捕獲等又は譲渡し等の禁止の規定を適用しないこととした。（第九条第二号及び第一二条第一項第三号関係）

㈡　6の㈢の特別国際種事業者以外の者が6の㈠の特別国際種事業として6の㈠の特別特定器官等の譲渡し若しくは引渡し又は陳列若しくは広告をしてはならないこととした。（第一二条第一項第四号及び第七号並びに第一七条第二号関係）

4　国際希少野生動植物種の個体等の登録等

㈠　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置を記載した申請書を提出しなければならないこととした。（第二〇条第二項第四号関係）

㈡　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととした。（第二〇条の二関係）

5　特定国内種事業及び特定国際種事業の届出番号の公表等

届出をして特定国内種事業又は特定国際種事業を行う者は、その特定国内種事業又は特定国際種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種又は特定器官等の個体等の陳列又は広告をするときは、省令で定めるところにより、環境大臣及び農林水産大臣若しくは特定国内種関係大臣又は特定国際種関係大臣により通知された届出に係る番号等を表示しなければならないこととした。（第三〇条第三項及び第六項、第三一条第三項及び第四項並びに第三三条の五関係）

6　特別国際種事業者の登録制度の追加等

㈠　譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けなければならないこととした。（第三三条の六第一項関係）

㈡　㈠の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととした。（第三三条の一〇関係）

㈢　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、㈠の登録を受けた者（「特別国際種事業者」という。）が取消事由に該当するときは、六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができることとした。（第三三条の一三関係）

7　希少種保全動植物園等の認定制度の創設

㈠　動植物園等を設置し、又は管理する者は、申請により、希少野生動植物の種の保存に係る基準等に適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができることとした。（第四八条の四第一項関係）

㈡　認定希少種保全動植物園等における希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、譲渡し等の禁止の規定を適用しないこととした。（第四八条の一〇関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（法律第五二号）（厚生労働省）

一　介護保険法の一部改正関係

1　国及び地方公共団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとした。（第五条の二関係）

2　介護医療院の創設に関する事項

㈠　介護保険施設に「介護医療院」を追加することとした。介護医療院サービスを受けたときは、施設介護サービス費を支給するものとした。（第八条第二六項及び第二九項並びに第四八条関係）

㈡　介護医療院を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとした。（第一〇七条関係）

3　介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の一〇〇分の三〇とすることとした。（第四九条の二及び第五九条の二関係）

4　市町村長は、都道府県知事の行う居宅サービス等の指定について、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができるものとした。（第七〇条関係）

5　共生型居宅サービス事業者等に係る特例として、児童福祉法の障害児通所支援事業者の指定を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス事業者の指定を受けている者に係る居宅サービス事業者等の指定の特例を設けることとした。（第七二条の二関係）

6　地域密着型通所介護に係る指定について、指定をしないことができる事由を追加するものとした。（第七八条の二第六項関係）

7　都道府県は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとした。（第一一五条の四五の一〇関係）

8　地域包括支援センターの設置者及び市町村は、地域包括支援センターの事業について評価を行わなければならないものとした。（第一一五条の四六関係）